

写

福総文発第八百八十八号

平成元年六月八日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

追加議案の送付について

平成元年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第六十四号 福生市の一般職の職員の平成元年六月期期末手当の支給割合を定める条例

議案第六十五号

水爆搭載機の水没事故に対する緊急措置を求める意見書
右の議案を提出する。

平成元年六月九日

提出者	村野和一郎
賛成者	指田保雄
田村正秋	
小野沢久	
齋藤巽	
在原博	
佐藤慶二	
遠藤洋一	

福生市議会議長

仲村清信殿

水爆搭載機の水没事故に対する緊急措置を求める意見書

去る五月八日の米誌ニューズウィークは、一九六五年十二月、沖縄諸島の東方の太平洋でベトナム沖から横須賀に向かっていた米空母タイコンデロガから水爆を搭載した艦載機が転落、水没したと報じ、国民に大きな衝撃を与えている。

核兵器は、第二次世界大戦において広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被害に見られるように、一瞬にして数十万人の尊い人命を奪っただけでなく、今日に至るまで、なお放射線の障害作用による病気等で数多くの人々を苦しめている実情にある。

また、放射能汚染事故は、ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故でも明らかのように、北ヨーロッパを広範囲にわたって汚染し、各国国民を恐怖に陥れている。

このように核兵器や放射能汚染は、人類の生存に深くかわる問題であり、市民はこうした明らかになった水爆搭載機の水没事故に対し強い不安を抱いている。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を初め、生活環境を守る立場から左記事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

一、米政府に対してさらに詳細な継続調査を求め、水爆を回収撤去し真相を明らかにするよう働きかけること。

二、政府においても日本独自の海洋調査を行うなどして、国民の不安を解消するための
対策を立てること。

三、非核三原則厳守の立場を明確にし、日本への核持込み禁止の具体的な措置を講ずる
こと。

以上の点を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成元年六月九日

福生市議会議長

仲村清信

内閣総理大臣
外務大臣
防衛庁長官
殿

第四回福生市議会定例会会議録 (第九号)

平成元年六月二十日福生市議会会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須金亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原博君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 須崎 進君 議事係長 島田 幸治君

臨時速記 山川 芳子君
事務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助 役 浅見 裕康君 収入 役 内田 和雄君

教育 長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 古谷 正夫君 監査委員 佐藤 喜一郎君 選挙管理委員長 川辺 登茂次君

行政推進担当参事 関口 清君



一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年第二回福生市議会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十日（火）午前十時

日程第一 議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 （審査報告）

日程第二 議案第四十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例 （審査報告）

日程第三 議案第四十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 （審査報告）

日程第四 議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第一号） （審査報告）

日程第五 議案第四十九号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号） （審査報告）

日程第六 議案第五十号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号） （審査報告）

日程第七 議案第五十一号 平成元年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号） （審査報告）

日程第八 議案第六十三号 市道路線の廃止について （審査報告）

日程第九 陳情第六十三—十六号 リクルート疑惑の全容説明を求める陳情書 （審査報告）

日程第十 陳情第一—六号 リクルート疑惑の全容説明に関する陳情書 （審査報告）

日程第十一 陳情第一—八号 消費税廃止の意見書採択を求める陳情書 （審査報告）

日程第十二 議案第六十六号 福生中央排水区H—元その一工事請負契約

日程第十三 議案第六十七号 福生本町排水区H—元その一工事請負契約

日程第十四 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

日程第十五 閉会中の継続審査申し出について

日程第十六 特定事件の継続調査について

日野正	議案第四十九号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十八号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十七号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十六号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十五号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十四号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十三号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十二号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十一号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四十号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十九号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十八号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十七号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十六号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十五号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十四号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十三号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十二号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十一号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三十号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十九号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十八号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十七号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十六号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十五号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十四号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十三号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十二号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十一号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二十号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十九号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十八号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十七号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十六号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十五号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十四号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十三号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十二号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十一号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第十号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第九号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第八号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第七号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第六号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第五号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第四号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第三号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第二号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)
日野正	議案第一号	平城元平野正市長人事関係調査報告書	(審査報告)

午前十時一分 開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成元年第二回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（須崎議会事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、平成元年度第一回定期監査の結果について（別添参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る六月十六日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告いたします。

まず、第三日目の案件としては、市長から新たに提出されました議案二件と諮問一件を本日の日程に組ませていただきましたほかは、本定例会第二日目に各委員会に付託されました案件及び閉会中の継続審査となっていた案件の審査報告であります。

次に、日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり各委員会から提出されました審査報告を付託の順にお願いをし、次に新たに提出されました案件の順序といたしました。

次に、新たに提出されました議案二件、諮問一件につきましては、それぞれ慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。また、日程第九と日程第十の二件については、一括上程することと議会運営委員会といたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者から申し入れがあり、本会議終了後開催し協議願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会最終日でございますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長（仲村清信君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（仲村清信君） この際、理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市民部長（岩崎好亮君） 先日の本会議におきまして、大森議員さんの一般質問において保留になっておりました軍用機における離着陸等の調査結果について、お答えをいたします。

御質問の件につきまして検討した結果、今後、毎月の上旬、中旬、下旬に分けて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○議長（仲村清信君） 以上で理事者の発言は終わります。

○二番（大森 進君） 今、理事者側から御答弁があったわけですが、一応要望ということでしたので、これからは、上・中・下旬に報告がいただけるということですので、これからそういうふうなことにぜひしていただくようお願い申し上げます。

本来ですと、この六月定例会で御答弁いただければ非常によかったんですが、九月にまた質問する予定ですので、その節はよろしく願います。以上です。

○議長（仲村清信君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回新たに寄附金控除が入るわけだが、これによって当市に適用になる方がいるかとの質疑に、高齢化社会を迎え、今回こういった寄附金控除が創設されたが、まだ、来年からの課税であり、その辺については調査をしていないとの答弁がありました。

全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第四十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第四十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例について、審査結果の御報告を申し上げます。

お手元の審査報告書の朗読については、省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、委員より返還するに当たって、もとに戻すことになると思うけれども、工事はいつごろに始まるのか、あるいは日数はどのくらいかかるのか、不動産側との話し合いはいつているのかというような質問がなされました。これに対し、理事者側から工事は議決後、所要の手続を済ませ建設部とも協議して進めたい。地主とも十分協議する旨の回答がございました。

以上、お諮りをいたしましたところ、全会一致で原案を可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、委員会決定どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第三 議案第四十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まず。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第四十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査結果の報告を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は、省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に当たりましては、まず理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回所得税法の改正に基づいて、年金所得が雑所得になったために国保税が増額となるので、その緩和措置として特例をつくったが、なおかつ国保税が高くなると思うが、これを具体的に教えてほしいというような発言がありました。これに対して理事者より、六十五歳以上と六十五歳以下に分けて幾つかの例に基づいて、増額となる旨の回答がありました。

その後、委員より昭和六十三年度の所得税の改正が年金所得者の国保税の負担を増加させるもので、本条例には反対する旨の発言があり、審査中、反対の発言がありましたので、起立により採決をいたしました結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の報告どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第四十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本条例の改正は保険税を値上げしようとするものです。株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特

例につきましては、これまで、株式等に係る譲渡所得に対して、国保税を調定するに当たって、所得とみなさないで非課税となっていたものを、この税条例を改正することによって、新たに課税対象にしようというものであります。

また、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例におきましては、年金所得をこれまでは給与所得としていたものを、雑所得としようというものです。これまでの給与所得ですと、六十五歳以上の方は老年者年金特別控除で、一律七十八万円の控除があり、その控除後に給与所得の控除を行い、その差し引き額が所得となっていました。これを今回の税条例の一部改正は、年金所得を雑所得とするということですから、六十五歳以上の方々の老年者年金特別控除の七十八万円がなくなり、公的年金等の控除だけになるのです。その結果、控除額が少なくなり、所得は同じなのに計算上は所得がふえることとなり、被保険者の方々の保険税は高くなるということになります。これを緩和するために、この附則が新設されたわけです。

この附則によりまして、六十五歳未満の方で年金所得が二百三十万円以内でないと、保険税はこれまでに比べて高くなります。六十五歳以上の方は、年金の年収が二百二十万円未満でないと同じく高くなるのです。理事者の説明によりますと、六十五歳以上の方は年金の年収が二百二十万円で百円上がり、二百四十万円になりますと三千二百円の増、二百五十万円では三千五百円の増、二百六十万円では三千七百円の増、二百八十万円では四千百円の増、三百万円だと四千五百円もの増となり、多額な値上げとなってしまいます。しかも、この附則は当分の間ということですから。

以上述べましたように、この税条例の一部を改正する条例はこれまで非課税だったものに課税を行い、税の値上げをしようとするものです。特に、年金所得を雑所得とすることにより新設された附則につきましては、年金の収入状況によっては、高齢者にますます負担を大きくするものであります。国保の国庫負担率を引き下げ、国保財政の危機を生み、それをまた、被保険者に肩代わりさせようとするこの条例に反対するものです。

これまで何回も申し述べましたように、国民健康保険制度は国が政府が責任を持つものです。国民皆保険制度で完足しました国民健康保険につきましては、本来被保険者を守るべきものです。それを国保財政の危機を政府みずからがつくり、被保険者、国民にしわ寄せをしようとすることに私は強い怒りを覚えます。

市長におかれましては、このような国の仕打ちに対して強く抗議をしていただき、国保の健全財政のために国庫負

担率をもとに戻すように運動を強めていただきたいと要望いたしました。私の反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須金亮次君。

（五番 須金亮次君登壇）

○五番（須金亮次君） 御指名を賜り、議案第四十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本議案につきましては、ただいまの委員長の報告どおり、厚生委員会におきまして慎重審議の上、賛成多数をもって可決されたものであります。この議案は国の地方税法改正に伴うものであります。その骨子の第一として、いわゆるみなし法人について、期間の延長に関するものであり、第二点として株式譲渡所得等を新たに所得に加算の上、国民健康保険税の課税の特例を規定しようとするものであります。第三点として本議案に定めようとする公的年金等に係る所得に係る課税の特例は、従来の課税方法を雑所得として課税しようとするものであります。現在、福生市における公的年金受給者の受給年金額は、年額平均、約百五十万円から百八十万円が約八〇％を占めていると推測され、二百万円を超える受給者は、非常に限られており、仮に本議案が可決された場合においても、年齢六十五歳以上の方の公的年金受給額二百万円として、国民健康保険税に及ぼす影響は、控除を設けた緩和措置がとられてゼロであり、年金額は年額二百二十万円として、国保税の増額は年額百円の増、二百三十万円としての国保税は、年額一千六百円の増額となるものであります。昭和六十二年度自治省の国保税に関する調査報告によると、被保険者一人当たりの保険税は五万三千八百六十八円で、また納税義務者の二割については所得はゼロのことです。また、最近の新聞報道にありましたとおり、八十六、八十七年度の国民医療費の伸びは、二年連続で国民所得の成長率を上回り、総額十八兆円を超え、国民一人当たり、平均十四万七千八百円になったとのことであり、かかる国民医療の現況をかんがみるに、今後ますます増加するであろう医療費の負担について、公的年金と国民健康保険税とのかかわりあい

を改正する本議案は、特に適用期間を「当分の間」と規定しようとするものであり、地方自治体の首長、すなわち市長の裁量権の範囲外に属する国の地方税法に関する改正案として、まことに妥当なものとして、本議案に賛成するものであります。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第四十七号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第四十七号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第四 議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。
まず総務委員長林田 武君。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、議案第四十八号中、総務委員会所管分につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず歳入全般、第二表繰越明許費、第三表地方債補正につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、埼玉の前年度までの利子の補償分を、今回、歳入として計上していないのはなぜかとの質疑に、普通預金利子は二月と八月に指定金融機関が利子を計算し、歳入に入れることになっているとの答弁があり、それに対してとなると九月補正になるわけで、埼玉の利子は通常正常な利子でないことがはっきりしている。本来ならば、六十三年、六十一年度、六十一年度に入っていない利子で、発覚し、決定した時点で当然入れるべきであり納得できないとの質疑に対して、当初予算には歳計現金利子ということで一千万ばかり組んであり、八月、二月に計算し、最終補正で補正させてもらっている。それは歳計現金の場合は、現金が動いているので、実際の利息の額が

かまえばいいことがある。今回の埼玉の問題では、五月十日という時点で三百七十一万円という数字が出、この段階で入れようかという判断もあったが、当面、歳入でもあるし、予算の性質からも先の補正でも大丈夫ということで処理したとの答弁がありました。

また委員より、第五小学校関係だが、前年度は当初予算に計上し、年度途中で生徒がふえないということでとりやめたが、今回は慎重を期して補正一号という形になった。前年度と比べての生徒の増を説明してもらいたい。また、工事の進み具合も聞きたいとの質疑に対して、昨年度は当初予算の段階では八十八人の入学で十七学級という予定が七十七人に減り、十六学級で終わってしまったため工事を断念した。本年は当初予算時に七十九人、十六学級だったが、現在八十二人となり、十七学級が必要ということで増築をお願いした。工事は来年三月中ごろまでには終わらせたいとの答弁がありました。

委員より、繰越明許のところ、JR五日市線のトンネルを抜く工事、JRに委託したのは来年までかかるから繰越明許にするというのは通常なのかという質疑に対して、繰越明許は性質上、その当該年度で予算の歳出が終わらない場合とか、予算の成立後、特別の事情において、予算の歳出が終わらない場合の二つあるが、今回の場合はJRの仕事の連続性と防衛施設庁の補助金が単年度補助であるため、三月末まで終わらない場合、どうしても繰越明許という形になるとの答弁があり、これに対し委員より、繰越明許になることがわかっていないなら十二月に出てくるとか予算化されている方がなじみがあるのではないかという質疑に対し、この問題は防衛庁の指導をいただきながら進めざるを得ないとの答弁がありました。

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、委員より庁舎改良及び管理費の件で、将来の展望、計画を聞きたい。また、ふるさと創生事業の中で、広報はもちろんのこと、広く市民に知らせ、参加してもらうにはどうしたらよいかという質疑に対して、庁舎の件はよく調査、研究をしたい。ふるさと創生事業は、広報においては七月十五日、八月十五日と載せ、市内のPRもいろいろやっていきたいとの答弁がありました。

また委員より、ふるさと創生事業の審査員はどういう人をお願いするのか。また、応募の一席以下は現金か。また、応募者の制限があるのかという質疑に対して、基本構想関係、総合計画関係の先生方、また都の都市づくりに対して御提言いただく先生方が候補である。副賞は現金、資格は市職員以外に特別の制限はないという答弁がありました。